

(1) 事業が求められる背景

99年の地域人口減少の進展に伴い、バス等公共交通の需要縮小や経営悪化で地域公共交通の維持・確保が厳しい状況にある。また、高齢者の運転免許返納が増加し、移動手段確保も重要な課題である。よって、地方自治体は地域公共交通計画を策定し、公共交通利用改善や移動手段確保への施策を構築する<sup>①</sup>必要がある。

① 「構築する」→「講じる」

(2) 事業の概要<sup>②</sup>

本事業は大きく分けて次の3つの内容で構成されている

① 地域公共交通確保維持事業：地域の実情に応じて公共交通の確保維持を目的とする。離島航路・空路の運行交換や自治体と交通事業者の協定締結によるエピソードの推進事業を交換する事業である。

② 地域公共交通バリアフリー解消促進事業：公共交通のバリアフリー化を目的とする。交通事業者に対し、バリアフリー化整備等の整備<sup>③</sup>を支援する事業である。

③ 地域公共交通調査事業：地域公共交通計画の策定支援を目的とする。策定に必要な調査業務や法定協議会の運営に要する経費等に対し、支援する事業である。

② 私の予想問題のせいだと思いますが、国の補助メニューを説明する出題は過去ありません。よって、地域公共交通の維持を図るために必要となる施策・制度の説明、及びその特徴を問われるのではないのでしょうか。

③ 整備等の整備になってますね。

(3) 特徴とメリット  
特徴：法定協議会が定めた地域公共交通計画の確保又  
は維持が前提として掲載されていることが要件である④  
メリット⑤ 在会実態を適じた新モビリティ導入の検討  
にも活用できる。地域の実情にあう新たな手段を特定し  
て上げ、公共交通網の維持を図ることが出来る。以上

- ④ 表現が分かりづらいです。「公共交通の維持が計画に位置付けられていることが要件」  
でどうでしょうか。また、特徴ではなく補助要件を書いてしまっています。
- ⑤ 生活に必要な公共交通が維持できるのは理解できますが、公共交通網が維持できる理  
屈がわかりません。